

一 建管内都道の街路樹診断作業のお知らせ (都道利用者の安全、安心を守るために)

東京都は、道路利用者の安全確保の観点から、街路樹診断を行って街路樹の健全性確保に取り組んでいます。

街路樹診断とは

- ・街路樹を健全に維持管理するため、平成10年度より開始
- ・「街路樹診断マニュアル」に基づき、幹の傷や腐りの程度、根腐れなどを調査し、樹木の健全度を4段階で評価
- ・診断は、樹木医が高い専門知識と経験に基づき、外観診断を主に精密診断を併用して実施
 - ① 外観診断 (樹木の外観を目視と診断用具で診断)
 - ② 精密診断 (樹木診断機器により腐朽状態や腐朽量を測定)

判定	処置方法
健全か健全に近い (A)	5～10年後に再診断
注意すべき被害 (B1)	5～10年後に再診断
著しい被害 (B2)	1～3年後に再診断
不健全 (C)	更新 (撤去・植替え)

不健全木の例

不健全 (C) (建築限界含む) と判定された樹木は、幹や根の腐朽が著しく、極めて不健全な状態で回復の見込みがなく、将来倒木や幹折れの危険があるため撤去 (植替え) します。



切株の空洞



キノコの発生

診断対象都道

○千代田区

- ・主 302 新宿両国線 (靖国通り)
- ・主 304 日比谷豊洲埠頭東雲町線 (晴海通り)
- ・特 405 外濠環状線 (外堀通り)
- ・特 407 丸の内室町線 (江戸通り)
- ・特 412 霞ヶ関渋谷線 (六本木通り)

○中央区

- ・主 302 新宿両国線 (靖国通り)
- ・主 304 日比谷豊洲埠頭東雲町線 (晴海通り)
- ・特 405 外濠環状線 (外堀通り)
- ・特 407 丸の内室町線 (江戸通り)

○港区

- ・特 405 外濠環状線 (外堀通り)
- ・特 412 霞ヶ関渋谷線 (六本木通り支線)
- ・特 413 赤坂杉並線
- ・特 482 台場青海線

○実施期間： 令和5年9月～令和6年1月

○なお、不健全(C)(※建築限界含む)と判断された樹木は、更新を予定しています。

※建築限界とは、道路上の安全を確保するための空間を言う。

※診断結果は令和6年2月頃に一建 HP に掲載予定。

(問合せ先) 東京都第一建設事務所補修課街路樹担当

TEL 03-3542-3728